平成２１年（フ）第３３４３号
北海道江別市野幌代々木町21番地の10
債務者　大内　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３４７号
札幌市東区北50条東９丁目６番１号　ピュアコート105号
債務者　藤田　和枝（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５７号
岩手県紫波郡紫波町二日町字北七久保186番地５
債務者　常石　茂博
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６７９号
岩手県八幡平市大更第31地割４番地５
債務者　工藤　輝子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６９８号
盛岡市加賀野２丁目９番10号、旧住所岩手県花巻市西宮野目第14地割８番地７
債務者　大原　裕信
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７００号
岩手県花巻市高木第19地割71番地２、旧住所岩手県花巻市桜町４丁目120番地３
債務者　伊藤　盛雄
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７０３号
盛岡市山岸２丁目９番27―201号
債務者　工藤　　恵
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７０９号
盛岡市上米内字赤坂３番地380
債務者　日野杉久美子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１０５号
岩手県奥州市水沢区宮下町26番地
債務者　千田　末子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第４２５号
埼玉県東松山市若松町１丁目８番１号　若松町住宅１―304
債務者　田辺　裕一
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１８４号
千葉県匝瑳市飯倉台31番地11
債務者　岡野　吉孝
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１８５号
千葉県匝瑳市飯倉台31番地11
債務者　岡野　佳恵
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２１４号
千葉県山武郡横芝光町1490番地59　コーポ橘B202号室
債務者　佐藤　宗男
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第９０号
新潟県三条市南四日町３丁目２番７号
債務者　鈴木　　武
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第９１号
新潟県三条市南四日町３丁目２番７号
債務者　鈴木　清子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１１０号
福井県坂井市坂井町蔵垣内第32号23番地４、住民票上の住所石川県加賀市熊坂町イ226番地５　アパガーデンコート大聖寺駅前405号
債務者　黒木　好雄
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１０３号
三重県松阪市大塚町353番地３　ルネスルフィー203号
債務者　藤本　愛美
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１５８号
山口県山陽小野田市大字千崎546番地
債務者　信木千恵子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
山口地方裁判所宇部支部